

入札の公告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年 7月31日

網走市長 水谷 洋一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 小中学校特別教室冷房設備設置電気設備工事（2工区）
- (2) 工事場所 網走市内各所
- (3) 工事期間 令和8年8月20日から令和9年3月31日まで
- (4) 工事概要 特別教室の冷房設備設置
第一中学校・第二中学校・第三中学校・第四中学校・第五中学校
西が丘小学校・呼人小中学校
- (5) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 電子入札等に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（網走市の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。)とする。
- (4) 調達ポータルは次により確認すること。
<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>
- (5) その他電子入札に係る運用は、「網走市電子入札運用基準」によるものとする。
- (6) 本工事の契約は、網走市契約に関する規則（網走市規則第19号。以下「規則」という。）によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事は、次に掲げる条件を満たす、2社又は3社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で施工する方式とする。

(1) 参加資格要件

共同企業体の代表者及び構成員は、以下の条件を全て満たすこと。

ア 令和7、8年度網走市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

- イ 網走市における令和 7、8 年度電気工事の格付けにおいて A 等級または B 等級に格付けされている者で構成されており、代表者は A 等級に格付けされた者であること。
- ウ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に網走市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、網走市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の網走市競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- キ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- ク 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- なお、キにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律 第86号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第 2 条第 1 項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 共同企業体の構成要件

共同企業体の出資比率は次のとおりとする。

共同企業体	代表者の最大出資比率	代表者以外の各構成員 の最小出資比率
2社による共同企業体の場合	70%	30%
3社による共同企業体の場合	60%	20%

4 電子入札システム利用登録申請

(1) 受付期間

令和8年7月31日(金)から令和8年8月4日(火)正午まで

(2) 申請手続き

申請は次のWebページにより行うこと。

網走市公式Webページ

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/20/11782.html>

なお、特定建設工事共同企業体の電子入札システム利用に係る登録完了は、申請後、数日を要することから、余裕をもって申請をすること。

5 競争参加資格申請等の提出期間等

(1) 申請書

ア 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（電子入札システム内で作成されるもの）に(2)の書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

イ (2)の該当書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（網走市電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

ウ 共同企業体委任状

(3) 提出期間等

電子入札システムによる提出期間

令和8年7月31日(金)から令和8年8月10日(月)正午まで
（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

6 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年8月13日(木)までに電子入札システムにより通知する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年8月14日(金) 午後5時までに電子入札システムにより説明を求めることができる。
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に電子入札システム又は書面により回答する。

8 契約条項を示す場所

網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所庁舎 2階
網走市建設港湾部建築課建築係

9 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

令和8年8月13日(木)午後1時から令和8年8月19日(水)午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

(3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) 開札場所

網走市南5条東1丁目10番地
網走市役所 301会議室

(5) 開札日時

令和8年8月20日(木) 午前9時00分

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を提供すること。ただし、規則第46条但し書の定めるところより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を提供すること。なお、規則第5条但し書の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

11 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和8年7月31日(金)から令和8年8月10日(月)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所庁舎 2階

網走市建設港湾部建築課建築係

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

網走市公式Webページ

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/19/13867.html>

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

12 落札者の決定方法

規則第53条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

13 落札者と契約締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより網走市が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 予定価格等

- (1) 予定価格 37,873,000円（税込）
(2) 最低制限価格 設定している。

16 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

- (1) 設計図書等の閲覧は次のとおりとする。

網走市公式Webページ

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/19/13867.html>

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月31日(金)から令和8年8月12日(水)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所

郵便番号093-8555

網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所庁舎 2階

網走市建設港湾部建築課建築係 (電話番号 0152-67-5562)

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとする。

17 支払条件

- (1) 前金払
契約金額の4/10以内とする。
(2) 中間前金払
契約金額の2/10以内とする。

18 その他

- (1) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、網走市契約に関する規則第59条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、市長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 網走市建設港湾部建築課建築係(電話番号 0152-67-5562)

イ 所在地 網走市南5条東1丁目10番地

(5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(6) 契約の相手方が、金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を網走市に提出し、網走市が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。なお、承諾依頼に当たっては、網走市が指定する様式により依頼すること。

(7) この公告のほか、入札に参加する者は、網走市建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札並びに契約に関する心得書その他関係法令の規定を承知すること。

(8) 公告の内容に関し不明な点は、網走市建設港湾部建築課建築係（電話番号 0152-67-5562）に照会すること。